

特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照表 目次

○ 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）（第一条関係）	1
○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（第二条関係）	10
○ 特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第三百三十六号）（第三条関係）	12

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 特定秘密の指定等</p> <p>第一節 特定秘密の指定（第二条―第六条）</p> <p>第二節 指定の有効期間及び解除（第七条―第十条）</p> <p>第三節 特定秘密の保護措置（第十一条―第十四条）</p> <p>第三章 特定秘密の提供（第十五条―第十七条）</p> <p>第四章 適性評価等（第十八条―第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（行政機関から除かれる機関）</p> <p>第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 特定秘密の指定等</p> <p>第一節 特定秘密の指定（第二条―第七条）</p> <p>第二節 指定の有効期間及び解除（第八条―第十一条）</p> <p>第三節 特定秘密の保護措置（第十二条―第十五条）</p> <p>第三章 特定秘密の提供（第十六条―第十八条）</p> <p>第四章 適性評価等（第十九条―第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（法第二条第五号の政令で定める特別の機関）</p> <p>第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。</p>

部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

第二章 特定秘密の指定等

第一節 特定秘密の指定

(削る)

(法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長)

第二条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

第二章 特定秘密の指定等

第一節 特定秘密の指定

(法第三条第一項の政令で定める者)

第二条 法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 最高検察庁にあつては、検事総長
- 二 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 三 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 四 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

(法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長)

第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関の長は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第二条第一号に掲げる機関(内閣官房及び合議制の機関を除く。)、宮内庁、消費者庁、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、農林水産省、林野庁、水産庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、気象庁及び環境省の長
- 二 法第二条第一号に掲げる機関(合議制の機関(国家安全保障会議を

(指定に関する記録の作成)

第三条 (略)

(特定秘密の表示の方法)

第四条 (略)

(通知の方法)

第五条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第三条第二号及び第三号に掲げる事項(同条第二号に掲げる事項にあつては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十一条第三項において同じ。)を記載した書面により行うものとする。

(法第三条第三項の規定により講じた措置の記録)

第六条 (略)

第二節 指定の有効期間及び解除

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第七条 (略)

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第八条 (略)

除く。)に限る。)、公正取引委員会、個人情報保護委員会、公害等調整委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会及び会計検査院
三 前条各号に掲げる者

(指定に関する記録の作成)

第四条 (略)

(特定秘密の表示の方法)

第五条 (略)

(通知の方法)

第六条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項(同条第二号に掲げる事項にあつては、指定の有効期間が満了する年月日に限る。第十二条第三項において同じ。)を記載した書面により行うものとする。

(法第三条第三項の規定により講じた措置の記録)

第七条 (略)

第二節 指定の有効期間及び解除

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第八条 (略)

(指定の有効期間の延長に伴う措置)

第九条 (略)

(内閣に特定秘密を提示する場合の措置)
第九条 (略)

(指定の解除に伴う措置)
第十条 (略)

第三節 特定秘密の保護措置

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第十一条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一 七 (略)

八 特定秘密の伝達(特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十七条第八号において同じ。)の方法の制限

九 十二 (略)

2 (略)

3 法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第三条第二号及び第三号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第十二条 法第五条第三項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長(以下この項及び第十九条において「警察本部長」という。)による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 (略)

(内閣に特定秘密を提示する場合の措置)
第十条 (略)

(指定の解除に伴う措置)
第十一条 (略)

第三節 特定秘密の保護措置

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第十二条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

一 七 (略)

八 特定秘密の伝達(特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第八号において同じ。)の方法の制限

九 十二 (略)

2 (略)

3 法第五条第二項又は第四項の規定による通知は、当該通知に係る特定秘密である情報について第四条第二号及び第三号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第十三条 法第五条第三項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視總監又は道府県警察本部長(以下この項及び第二十条において「警察本部長」という。)による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第一項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 (略)

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第七条第二項に規定する指定有効期間満了表示（第十四条第一項第二号イ及び第十六条第二号イにおいて単に「指定有効期間満了表示」という。）をすること。

ロ (略)

三 (略)

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第十条第二項に規定する指定解除表示（第十四条第一項第四号イ及び第十六条第四号イにおいて単に「指定解除表示」という。）をすること。

ロ (略)

2 (略)

(適合事業者に関する基準)

第十三条 法第五条第四項の政令で定める基準は、第十一条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができることとする。

一・二 (略)

(適合事業者による特定秘密の保護措置)

第十四条 法第五条第五項の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第十一条第一項第一号、第

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第八条第二項に規定する指定有効期間満了表示（第十五条第一項第二号イ及び第十七条第二号イにおいて単に「指定有効期間満了表示」という。）をすること。

ロ (略)

三 (略)

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る旧特定秘密文書等について、特定秘密表示の抹消をした上で、第十一条第二項に規定する指定解除表示（第十五条第一項第四号イ及び第十七条第四号イにおいて単に「指定解除表示」という。）をすること。

ロ (略)

2 (略)

(適合事業者に関する基準)

第十四条 法第五条第四項の政令で定める基準は、第十二条第一項第一号、第三号及び第五号から第十二号までに掲げる措置並びに次に掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができることとする。

一・二 (略)

(適合事業者による特定秘密の保護措置)

第十五条 法第五条第五項の政令で定める事項は、当該適合事業者による次に掲げる措置並びに当該特定秘密に関する第十二条第一項第一号、第

三号及び第五号から第十二号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に
関する事項とする。

一〇五 (略)

2 (略)

第三章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

第十五条 (略)

(他の行政機関による特定秘密の保護措置)

第十六条 法第六条第二項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長
による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第十一条第一項各号に
掲げる措置の実施に関する事項とする。

一〇四 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密
の保護措置)

第十七条 (略)

第四章 適性評価等

(適性評価を受けることを要しない者)

第十八条 法第十一条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国家公安委員会委員

(削る)

二 原子力規制委員会の委員長及び委員

三号及び第五号から第十二号まで並びに前条各号に掲げる措置の実施に
関する事項とする。

一〇五 (略)

2 (略)

第三章 特定秘密の提供

(提供の際の通知)

第十六条 (略)

(他の行政機関による特定秘密の保護措置)

第十七条 法第六条第二項の政令で定める事項は、当該他の行政機関の長
による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する第十二条第一項各号に
掲げる措置の実施に関する事項とする。

一〇四 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密
の保護措置)

第十八条 (略)

第四章 適性評価等

(適性評価を受けることを要しない者)

第十九条 法第十一条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国家公安委員会委員

二 公安審査委員会の委員長及び委員

三 原子力規制委員会の委員長及び委員

三 都道府県公安委員会委員

(適性評価の実施の方法)

第十九条 (略)

(評価対象者に対する告知等)

第二十条 (略)

(国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由)

第二十一条 (略)

(権限又は事務の委任)

第二十二条 (略)

附則

(削る)

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 (略)

(自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

四 都道府県公安委員会委員

(適性評価の実施の方法)

第二十条 (略)

(評価対象者に対する告知等)

第二十一条 (略)

(国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由)

第二十二条 (略)

(権限又は事務の委任)

第二十三条 (略)

附則

(経過措置)

第二条 法附則第二条の政令で定める日の前日までの間においては、第十二条第一項第四号及び第十四条第二号の規定の適用については、これらの規定中「法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる」とされる者のうちからの特定秘密」とあるのは、「特定秘密」とする。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第三条 (略)

(自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

(削る)

別記第一様式 (第四条関係) (略)
別記第二様式 (第七条関係) (略)

第四条 (略)

(内閣官房組織令の一部改正)

第五条 内閣官房組織令(昭和三十二年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

内閣情報調査室においては、次の事務をつかさどる。

一 内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務(各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。)

二 次に掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報室においてつかさどるものを除く。)

イ 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ロ 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ハ 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

別記第一様式 (第五条関係) (略)
別記第二様式 (第八条関係) (略)

別記第三様式（第十条関係）（略）

別記第三様式（第十一条関係）（略）

令第三百三十 成二十六年政 律施行令（平 護に関する法 特定秘密の保 護に関する法 第一条 個人情報保 護委員会 個人情報保護委員会、復興庁		（略）	（略）	附則 （他の政令の適用の特例） 第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	改 正 後
		（略）	（略）		
		（略）	（略）		
		（略）	（略）		
令第三百三十 成二十六年政 律施行令（平 護に関する法 特定秘密の保 護に関する法 第一条 個人情報保 護委員会 個人情報保護委員会、復興庁		（略）	（略）	附則 （他の政令の適用の特例） 第七条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	現 行
		（略）	（略）		
		（略）	（略）		
		（略）	（略）		

2・3 (略)	(略)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号)	六号)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)

2・3 (略)	(略)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号)	
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)

○ 特定複合観光施設区域整備法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第三百三十六号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（国家公務員倫理規程及び特定秘密の保護に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第三条 次に掲げる政令の規定中「個人情報保護委員会」の下に「、カジノ管理委員会」を加える。</p> <p>一 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）第六条第一項第一号</p> <p>二 特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）第一条</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。</p> <p>（復興庁組織令の一部改正）</p> <p>2 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第七条第一項の表特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）の項中「個人情報保護委員会」を「カジノ管理委員会」に改める。</p>	<p>（国家公務員倫理規程の一部改正）</p> <p>第三条 国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条第一項第一号中「個人情報保護委員会」の下に「、カジノ管理委員会」を加える。</p> <p>附則</p> <p>この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。</p> <p>（新規）</p>